

工事 番号	令和7年度 町単公下管修第3号マンホール ポンプNo.5圧送管修繕工事				城 里 町				設 計 者 及 び 係																														
	町 長	副 町 長	課 長	課長補佐	係 長																																		
令和7年度																																							
町単公下管修第3号マンホールポ ンプNo.5圧送管修繕工事					東茨城郡 城里町 石塚				地 内 地 先																														
設 計 概 要	マンホールポンプNo.5圧送管 1 修繕工事				1 式				施 工 方 法	直 營 ・ 請 負																													
	作業施設 流域関連公共下水道				起 工 年 月 日				令 和 年 月 日																														
									施 工 期 間		令 和 8 年 7 月 31 日																												
									延 期 一 申 止																														
									日 間		日 間																												
									完 了 年 月 日																														
									履 行 期 限		令 和 年 月 日																												
								請 負 人																															
								日 間		日 間																													
起 工 費	起 工				第 1 回 変 更				第 2 回 変 更				増 △ 減																										
起 工 額																																							
請 負 に 付 す る 額 又 は 請 負 額																																							
工 事 価 格																																							
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 相 当 額																																							
請 負 決 定 額																																							
<p>変更工事価格算定基準 変更工事価格 = 変更積算工事価格 × 請負比率 ($\frac{\text{起工時の請負決定額}}{\text{施工の請負に対する額}}$)</p>																																							
<table border="1"> <tr><td>変更積算工事価格</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					変更積算工事価格					×					<table border="1"> <tr><td>請負比率</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					請負比率					=					<table border="1"> <tr><td>変更請負価格</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					変更請負価格				
変更積算工事価格																																							
請負比率																																							
変更請負価格																																							

費内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	摘要
令和7年度 町単公下管修第3号マンホールポンプNo.5圧送管修繕工事							
工事費							
	設備工						
		機器費	圧送管 両フ曲管、溶接フランジ φ80 SUS304 フランジ接合材含む	式	1.0		
			強力吸引車 4t ホース、オヘ°含む	台	1.0		
			強力吸引車 5t ホース、オヘ°含む	台	1.0		
			計				機器費
		直接工事費					
			一般労務費	式	1.0		代価表第01号
			試運転費	式	1.0		
			計				
		間接工事費					
			共通仮設費	式	1.0		
			現場管理費	式	1.0		
			計				
		工事費計					
		一般管理費					
			一般管理費等	式	1.0		
		工事費計					
						≡	
			消費税相当額	式	1.00		10%
		合計					

注記1. 吐出管・電線管・流入管の角度は平面図によります。
レベル関係は断面図によります。

注記3. 印部は現場溶接施工と致します。

注記2. タイマー設定について
モーター保護用タイマー (33WT1) は、15分に設定して下さい。(M.1.W.Lよりカウント開始)
空転防止タイマー (33WT2) は、流入量が無い時に
▽L.W.Lでポンプが停止する様、調整して下さい。(M.2.W.Lよりカウント開始)
H.1.W.Lはポンプ1台目起動水位、
H.2.W.Lはポンプ2台目起動水位、
H.H.W.Lは異常高水位レベルを示します。

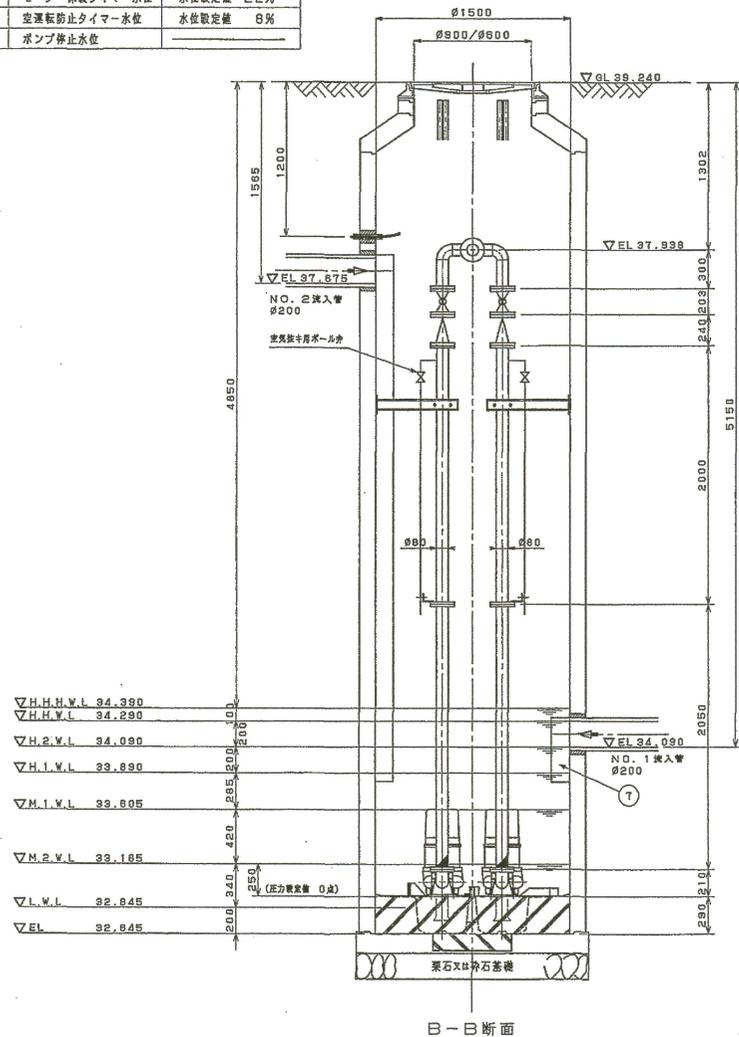
<水位設定表>

符号	名称	設定値
H.H.H.W.L	バックアップ水位	
H.H.W.L	高水位警報水位	水位設定値 45%
H.2.W.L	2台目ポンプ運転水位	水位設定値 38%
H.1.W.L	1台目ポンプ運転水位	水位設定値 31%
M.1.W.L	モーター保護タイマー水位	水位設定値 22%
M.2.W.L	空転防止タイマー水位	水位設定値 8%
L.W.L	ポンプ停止水位	

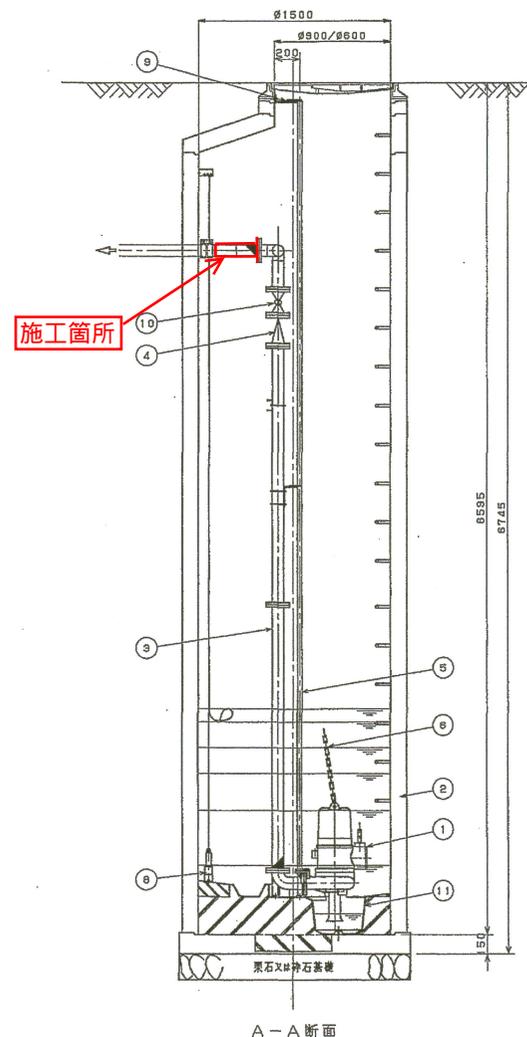
水位計用ワイヤーは、この位置に取付して下さい。



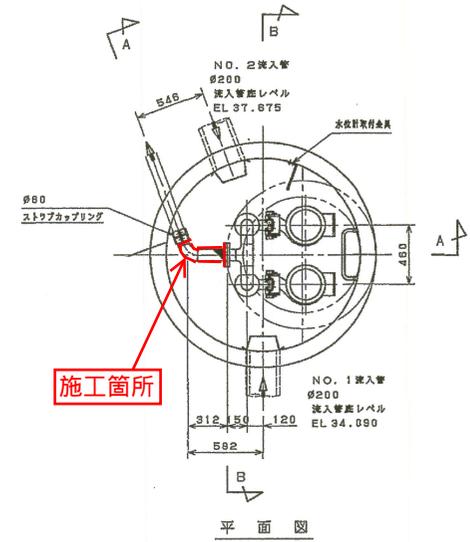
水位計取付金具部詳細



B-B断面



A-A断面



平面図

ポンプ仕様 (5-1マンホール)

型式	巻筒式水中ポンプ
口径	φ 80 mm
合数	2合
全揚程	16.5 m
吐出量	0.6 m ³ /min
回転数	約 1450 min ⁻¹
モーター容量	7.5 kW

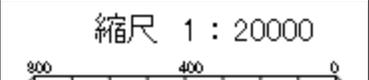
(石塚第5MP場)

平面図

城里町流域関連公共下水道施設 マンホールポンプ配置図



凡例	
No	設置先
1	城里町大字石塚1071-10番地先
2	城里町大字石塚1369-1番地先
3	城里町大字石塚1520-1番地先
4	城里町大字石塚2308番地先
5	城里町大字石塚450番地先
6	城里町大字石塚448番地先
7	城里町大字石塚808番地先
8	城里町大字石塚629-7番地先
9	城里町大字石塚1687番地先
10	城里町大字石塚830-35番地先
11	城里町大字石塚672番地先
12	城里町大字上泉1321番地先
17	城里町大字那珂西2444-1番地先
19	城里町大字石塚2497-8
20	城里町大字上泉915
21	城里町大字上泉1503-2
23	城里町大字石塚1714-2
27	城里町大字石塚



令和7年度

町単公下管修第3号

マンホールポンプ No. 5 圧送管修繕工事

特記仕様書

茨城県城里町

1. 総則

本特記仕様書(以下仕様書という)は、町単公下管修第3号 マンホールポンプ No. 5 圧送管修繕工事について、別紙に添付する資料に基づき行うものとする。工事を行うにあたり事前協議を担当者と綿密に行い工事を円滑に行うものとする。

2. 目的

流域関連公共下水道マンホールポンプ No. 5 圧送管を修繕し、流域関連公共下水道の機能維持を図ることを目的とする。

3. 一般事項

- (1) 本仕様書に特に定めていない事項については、監督員と打ち合わせによるものとする。
- (2) 請負者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。
- (3) 請負者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。
 - 日本工業規格 (JIS)
 - 日本電気工業会標準規格 (JEM)
 - 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
 - その他関連の規格

4. 工期

契約日の翌日から令和8年7月31日までとする。

5. 修繕工事の概要及び範囲

(1) 概要

本工事は、破損したマンホールポンプ No. 5 圧送管の交換修繕を行うものである。また、施工中は流入する汚水を汲み取り圧送先に放流するものとする。

(2) 対象

流域関連公共下水道

- ・No. 5 マンホールポンプ圧送管修繕 一式

仕 様

材 質 SUS 3 0 4 又は同等品以上

口 径 8 0 mm

全 長 約 4 0 0 mm

形 状 両フランジ曲管・溶接フランジ

※配管施工については現場合合わせを行うこと

- ・汚水汲み取り・放流用車両
- 強力吸引車 4t 1台
- 強力吸引車 5t 1台

6. 監督員

本仕様書中「監督員」とは、発注者の指定する当該工事を監督する職員をいう。

7. 提出書類

工事に先立ち請負者は、発注者の定める様式により、指定期日までに次の書類を提出しなければならない。

- 着工届
- 工程表
- 現場代理人及び主任技術者
- その他監督員が指示する書類

8. 申請及び手続き

請負者は、法令で定められた関係諸官庁への報告、届出、許可認可申請等の手続き一切を代行するものとする。この際、官公庁より所定の指示があった場合は、速やかに監督員に報告の上、承諾を得てから実施すること。これらに要する費用は、すべて本工事に含まれるものとする。但し、印紙代等は別途とする。

9. 機器製作及び現場工事の諸事項

- (1) 請負者は、製作、施工にあたって軽微なる変更は、異議なく行うものとし、大幅な変更については、協議により実施すること。
- (2) 請負者は、製作、施工にあたって本設備上当然必要と思われるものについては、設計図書に記載がなくても異議なく実施すること。
- (3) 請負者は、次の関係図書を各1部提出すること。機器の製作、現場工事は監督員の承諾を得た後に着手すること。これら図書作成に要する費用は、すべて本工事に含まれるものとする。

承諾図

完成図

その他監督員の指示する図書類

- (4) 工事現場には見えやすい場所に工事件名、工事箇所、期間、事務所名、請負者の名称等を記載した工事標識を所定の場所に設置しなければならない。
- (5) 請負者は、保安施設基準による設備、標識を設けなければならない。

- (6) 請負者は、機器製作中及び製作後、また現場工事開始から完了までの過程を随時写真撮影(カラー)し、整理の上、1部提出すること。
- (7) 請負者は、現場工事着手から完了までの作業日報をつけ提出すること。
- (8) 請負者は、現場での一般作業に必要な諸材料、工具、用水、電力、電話等の一切を、その負担において用意すること。
- (9) 請負者は、監督員、他業者との連絡、打合せを密に行い、製作、施工等で相互に支障をきたさぬよう工事を進行させること。また、工事場所内外の整理整頓に努め、安全管理に十分留意し事故防止に努めること。
- (10) 請負者は、現場工事に必要な仮設備、材料倉庫、管理事務所等を構内に設置する場合、計画書を監督員に提出し承諾後実施すること。
- (11) 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物、機器等に対して支障を及ぼさないよう、監督員と協議の上、必要な防護等の処置を施すこと。
- (12) 請負者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた時、または第三者に損害を与える事故が発生した時は、遅滞なくその状況を監督員に報告すること。

10. 試験及び検査

- (1) 請負者は、機器製作中または製作後に監督員の検査を受けることとし、検査場所は製作工場または現場とする。現場工事に際しては、完了後外部から検査できない箇所については、監督員の立会いを要し写真撮影を行うこと。これに要する費用は、監督員派遣費用の他は一切請負者の負担とする。
- (2) 現場工事用諸材料については、現場搬入の都度、外形、数量、製作者等を監督員立会いの上、検査を行い、合格の後使用すること。
- (3) 工場、現場検査の細部については、別途協議の上、決定する。
- (4) 工事完了にあたっては、監督員、監督官公庁の検査を受けるものとし、合格後引渡しとする。
- (5) 試験及び検査時に必要な試験器具は、請負者側で一切これを用意すること。但し、次のものは別途とする。

試験、検査用の用水、電力料金等

11. 引渡し後の保証

本工事は、完了後検査を受け、合格の後引渡しとなるが、引渡し後でも請負者の起こす要因で故障、その他の事故等が発生した場合は、監督員の指示に従い速やかに補修を行うこと。また、機器類は実使用期間1ヶ年以内で、請負者の責による事故と判断される場合も監督員の指示に従い、確実に補修または機器の交換を行うこと。